

R3年度 公文書開示（7月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	R2. 4. 28	R3. 7. 9	お客様の声カード（自動車部分）意見及び苦情（平成31年度分のうち50件分）	93	1					1									個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 （情報公開条例第7条第2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。お客様は、自身が申告した情報が公にされないことを前提としてお客様の声を申し入れており、当該箇所を公にすることにより、交通局の信用・信頼が失われ、交通局の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （情報公開条例第7条第6号）	交通局 自動車部 営業課
2	R3. 5. 20	R3. 7. 16	・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電線上げについて（2交電車第1193号） ・都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの終電線上げ継続について（2交電車第1546号）	63	1						1	1						・公文書に含まれる列車運行図表のうち都以外のものの情報 列車運行図表に関する情報は、公にすることにより、当該企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため （東京都情報公開条例第7条3号） ・公文書に含まれる列車運行図表のうち都に関する情報 列車運行図表には、営業列車のほかに試運転列車や回送列車の運用等の業務上の機密情報が含まれており、これらの情報が公開されることにより、テロや犯罪行為に悪用されるおそれがあるため （東京都情報公開条例第7条4号）	交通局 電車部 運転課	
3	R2. 4. 28	R3. 7. 28	お客様の声カード（自動車部分）意見及び苦情（平成31年度分のうち40件分）	75	1					1								個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであるため。 （情報公開条例第7条第2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。お客様は、自身が申告した情報が公にされないことを前提としてお客様の声を申し入れており、当該箇所を公にすることにより、交通局の信用・信頼が失われ、交通局の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （情報公開条例第7条第6号）	交通局 自動車部 営業課	